

共生の居場所ライトリンク補助金交付に係る募集要項

1 共生の居場所ライトリンク補助金について

(1) 目的

地域共生社会の実現に向け、誰もが孤立せず社会とつながりが持てるよう、社会とのつながりが希薄化している、または希薄化する恐れがある人をはじめ、子どもや高齢者、障がい者などの世代や分野に関わらず、誰もが集える「居場所」の設置及び利用の促進を図るもの

(2) 内容（令和8年度）

ア 補助の対象

市内に居場所を設置し運営する団体等（個人不可）

※ 新規に居場所を開設する団体等のほか、既に設置済の居場所等で当該補助に該当する取組を新たに実施する団体等も対象となります。ただし、既設の居場所等において市及び市関連団体の他の補助金等が交付されている場合は対象外となります。

イ 補助上限額

年間で最大57万円

内訳 施設開設費用（初年度に限る）：上限5万円

施設運営費用：上限42万円

広報活動費用：上限10万円

※ 詳細は、「共生の居場所ライトリンク補助金要綱」（別添）を御確認ください。

(3) 要件

- ・ 居場所は、1回につき3時間以上とし、月1回以上かつ年間24回以上、開催すること（定期的な開催が望ましい）
※ ただし、補助対象期間に応じて按分するものとする。
- ・ 居場所は、社会とのつながりが希薄化している、または希薄化する恐れがある人をはじめ、子どもや高齢者、障がい者などの世代や分野に関わらず、誰でも利用を可能とすること
- ・ 居場所は、利用者が過ごす場所を提供し利用促進を図るほか、社会とのつながりが希薄化している、希薄化する恐れがある人が参加しやすい工夫、または、これらの人に配慮した取組について、居場所運営者の創意工夫のもと、実施すること

(4) 補助対象期間

交付決定日（7月上旬から中旬を予定）から令和9年3月31日（水曜日）まで

2 令和8年度募集について

- (1) 募集事業者 若干数
- (2) 募集期間

- ・ 令和8年5月12日（火曜日）から**令和8年6月12日（金曜日）の午後5時まで（厳守）**
- ・ 申請書類一式に必要事項を記載の上、直接、窓口へ提出

【窓口】宇都宮市役所 本庁舎2階(D5)
保健福祉総務課 地域共生推進室宛(担当:伊藤, 浅見)
電話:028-632-5327

3 選考について

- ・ 申請書類に基づく書類審査の上、面接審査を実施します。
 - ※ 書類審査の際、不明点等がある場合は、追加で書類の提出を求めることなどがありますので御承知おきください。
- ・ 面接審査への出席は、居場所の責任者1名と、申請団体等の関係者（例：担当者など）1名の計2名とし、外部コンサルなど、当該団体等に籍のない者の参加は認めません。
- ・ 面接審査は7月1日（水曜日）を予定し、時間帯等については6月18日（木曜日）以降に申請者に対してお知らせします。
 - ※ ただし、申請者数によっては、日程変更となる場合があることを予め御承知おきください。
- ・ 審査に当たっては、新規性や開設日数・頻度、活動の内容、利用促進のための周知・PRなど、実施計画書を中心に、居場所の設置・運営について確認し、総合的に判断するものとします。
- ・ 申請者数が交付者数を超える場合、審査により交付者を決定します。
- ・ 今回の募集期間内に申請者数が達しない場合でも審査の結果、選定されないことがあります。

4 この補助金募集に係る質問と回答（質問は5月29日午後5時まで）

- ・ 当補助金に関する質問は、5月29日（金曜日）午後5時までにメールでお問合せください。

【メールアドレス】u30001505@city.utsunomiya.tochigi.jp

- ・ 回答は随時、市HPに掲載します。ただし、選考に関する質問については、公表されているもの以外は回答できないことを予め御承知おきください。

5 その他

今回の募集（令和8年5月12日から6月12日まで）及び選考により募集者数に満たない場合は、令和8年度内に再度、募集を実施する予定です。

その際は、改めて市ホームページ等でお知らせします。